

会 長	事務局長	係
		



令和8年2月4日

一般財団法人広島県遺族会会長 様

広島県健康福祉局社会援護課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)  
( 公印省略 )

令和8年度 厚生労働省主催慰霊巡拝の実施予定について (依頼)

このことについて、厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室から実施予定に係る事務連絡があり、別紙(写)のとおり、各市町援護事務担当課へ通知しましたので、お知らせします。

ついては、当該事業の参加を希望される会員の方への申込の案内等について、御協力をお願いします。

なお、令和8年度の慰霊巡拝参加者の国庫補助対象者については、今年度と同様に「戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪」とされています。

担当 援護恩給グループ  
電話 (082)513-3036 (ダイヤルイン)  
(担当者 坂本)

写

令和8年2月4日

各市町援護事務主管課長様

広島県健康福祉局社会援護課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)  
(公印省略)

令和8年度 厚生労働省主催慰霊巡拝の実施予定について (通知)

このことについて、別紙のとおり厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室から実施予定に係る事務連絡がありました。

ついては、貴市町の広報誌への早期掲載など、広く周知いただきますよう、よろしくお願ひします。正式な実施通知は、令和8年度予算成立後に改めて施行される予定です。

なお、衆議院が解散した関係で、予算成立が後ろ倒しになる見込みのため、依頼通知の発出も例年より遅れる見込みとのことですので、御承知おきください。

厚生労働省への一番早い内申書提出の締切日は、5月11日(月)となっており、広島県社会援護課への内申書締切日は、厚生労働省内申書提出締切日1週間前としています。(ただし、当該日が閉庁日の場合は、閉庁日前の直近の開庁日とします。)

従って、「東部ニューギニア」は、5月1日(金)までに社会援護課へ提出いただくこととなりますので注意してください。

また、慰霊巡拝への参加申し込み(または検討)に来られた方には、【別紙5】<慰霊巡拝への参加申し込みをご検討中のみなさまとそのご家族へ>を渡してください。

担当 援護恩給グループ  
電話 082-513-3036 (ダイヤル)  
(担当者 坂本)

事 務 連 絡  
令和 8 年 2 月 4 日

各都道府県民生主管部（局）援護主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
事業課事業推進室

### 令和 8 年度慰霊巡拝の実施予定について

平素から戦没者遺骨収集をはじめとする慰霊事業につきましては、種々ご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度における慰霊巡拝に係る依頼通知は予算成立後、改めて発出いたしますが、その内容は下記添付書類のとおり予定しておりますので、都道府県及び市区町村の広報誌への早期掲載等、広く周知や事前準備いただきますようお願いいたします。

慰霊巡拝参加者の国庫補助対象は令和 7 年度と同じく戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪としております。

近年、慰霊巡拝中に体調を崩される方が多く、緊急帰国や現地医療機関への入院等により滞在延長を余儀なくされるケースも発生していることから、令和元年度より海外旅行保険料を国庫補助の対象としております。国が補助する海外保険の内容等は、別途参加決定後にお知らせいたします。

また、身の回りのことが一人でできない方がお一人で慰霊巡拝に参加し、集合時間に遅れ行程に支障を来すケースも発生していることから、参加者の選定の際は提出された質問票をご確認いただき、必要に応じて同行者を求めることなどをご検討ください。

### 記

#### 添付書類

1. 【別添 1】 慰霊巡拝実施要領
2. 【別添 2】 令和 8（2026）年度慰霊巡拝概要
3. 【別紙 1】 慰霊巡拝遺族代表選考基準等
4. 【別紙 1－2】 慰霊巡拝対象遺族の範囲

5. 【別紙2】 慰霊巡拝参加者内申（推薦）要領
6. 【別紙2-2】 慰霊巡拝参加者内申（推薦）要領 新旧対照表
7. 【別紙3】 内申書様式（①硫黄島以外、②硫黄島、③介助者）
8. 【別紙4】 質問票（健康チェック票）
9. 【別紙5】 慰霊巡拝への参加申込みをご検討中のみなさまとそのご家族へ
10. 【別紙6】 同意（誓約）書

(問い合わせ先) 代表：(03)5253-1111

<東部ニューギニア、ギルバート諸島、ビスマーク諸島>

事業第一係 内線3480

<中国東北地方、ウズベキスタン共和国>

事業第二係 内線4516

<硫黄島>

事業第三係 内線3499

<フィリピン、インド、北ボルネオ>

事業第四係 内線4535

<地域共通> FAX: (03)3503-2667

メールアドレス: [suishin@mhlw.go.jp](mailto:suishin@mhlw.go.jp)

## 慰霊巡拝実施要領

### 1 趣旨

政府は昭和28年から戦没者遺骨の収集に努力を重ねてきたところであるが、本事業の特殊性からすべての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であることから、肉親が亡くなった現地で、慰霊・追悼を行いたいという関係遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者、又は旧ソ連・モンゴル地域において抑留中に死亡した者（以下、抑留中死亡者という。）を対象として、慰霊巡拝を行う。

### 2 方針

#### (1) ① 旧主要戦域における慰霊巡拝

戦域毎に計画的に実施することとし、当該地域付近の海域については、船舶による海上慰霊行事を行う。

#### ② 旧ソ連・モンゴル地域における慰霊巡拝

抑留中死亡者の埋葬地が存在する行政管区毎に計画的に行う。

(2) 慰霊巡拝は、別に定める選考基準による遺族代表により行う。

(3) 慰霊巡拝の実施にあたっては、参加者に対し旅費の補助として支給される補助金の支払いを行う民間団体（国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理、意思決定、責任体制等の方法について規約等が整備されていること。）であって営利を目的としない団体。以下同じ。）を公募する。

(4) 公募により選定した民間団体に対しては、参加者の旅費の3分の1相当額の補助金を交付する。

### 3 方法

- (1) 慰霊巡拝団は、実施地域の特殊性に応じ必要な班数に分けて実施することとし、各班は訪問地において相手国の事情の許す限り、戦没者あるいは抑留中死亡者の所縁の地（もしくはその近郊）において現地慰霊を行う。
- (2) 慰霊巡拝団は、実施地域の戦没者又は抑留中死亡者を対象とした合同追悼式を行う。

令和8(2026) 年度慰霊巡拝概要

【別添2】

実施地域名	訪問国名	実施予定時期	実施期間	募集予定人員	内申締切日	内定通知(予定)	決定通知(予定)	日程・概見図など(予定)
1 東部ニューギニア	パプアニューギニア独立国	8月29日 土 ~ 9月6日 日	9日間	20名	5月11日 月	6月上旬	7月中旬	【別添2-1】
2 北ボルネオ	マレーシア	9月3日 木 ~ 9月10日 木	8日間	15名	5月15日 金	6月下旬	7月下旬	【別添2-2】
3 インド	インド共和国	10月7日 水 ~ 10月15日 木	9日間	15名	6月5日 金	6月下旬	7月下旬	【別添2-3】
4 ギルバート諸島	キリバス共和国	10月21日 水 ~ 10月28日 水	8日間	15名	6月9日 火	7月中旬	8月中旬	【別添2-4】
5 ウズベキスタン	ウズベキスタン共和国	10月15日 木 ~ 10月23日 金	9日間	15名	6月15日 月	7月中旬	8月中旬	【別添2-5】
6 フィリピン (第1次) (2班編制)	フィリピン共和国	11月18日 水 ~ 11月27日 金	10日間	40名	6月19日 金	8月上旬	9月中旬	【別添2-6】
7 ビスマーク諸島	パプアニューギニア独立国	1月18日 月 ~ 1月24日 日	7日間	15名	7月22日 水	9月上旬	10月上旬	【別添2-7】
8 フィリピン (第2次) (2班編制)	フィリピン共和国	2月17日 水 ~ 2月26日 金	10日間	40名	9月18日 金	11月上旬	12月中旬	【別添2-8】
9 中国東北地方(旧満州地区全域)	中華人民共和国	3月15日 月 ~ 3月26日 金	12日間	15名	11月16日 月	12月中旬	1月中旬	【別添2-9】
10 硫黄島 (第1次)	-	11月中旬	2日間	調整中	調整中	調整中	調整中	【別添2-10】
11 硫黄島 (第2次)	-	1月下旬	2日間					

・ 実施時期・期間等は、相手国の都合等により変更することがあります。また、内定通知・決定通知の発送時期は目安であり、予定より遅れることがあります。

・ 参加費用(実費)の目安は、海外地域(モデルルト)の場合はおおよそ270,000円~470,000円、硫黄島の場合はおおよそ20,000円です。(当該金額には集合地である東京までの交通費は含まれません)。

・ 別紙日程表はモデルルトであり、参加希望者の状況、航空機の運航状況や現地事情等により変更する可能性があります。最終的な実施時期・日程等は決定通知によりお知らせします。

・ 「実施地域名」にない国・地域の戦没者の遺族から内申の提出があった場合、当該戦没者の都道府県保有資料と親族関係を確認のうえ、推薦を行うことが適当と思われる場合には、個別に実施地域の担当係までご相談ください。

・ 申請人数が僅少である場合や相手国の都合等により、当該慰霊巡拝について、実施を中止する可能性があります。

・ 予算成立時期によっては内申締切日等を変更する可能性があります。